

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	障害福祉の給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栗原市は、評価対象の給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

栗原市長

公表日

令和5年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害福祉の給付に関する事務
②事務の概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法という。」、行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づく事務を行うもので、特定個人情報ファイルは以下の事務に使用する。</p> <p>①身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳の申請受付及び交付に関する事務 ②自立支援給付の支給に関する事務 ③自立支援医療に関する事務 ④補装具費の支給に関する事務 ⑤日常生活用具の給付に関する事務 ⑥障害者総合支援法第77条に規定されている地域生活支援事業の実施に関する事務</p> <p>住人登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムを経由して照会する。</p> <p><公金受取口座を活用した給付の実施> 給付金の支給に当たり、申請者から受取口座として事前に登録された公金口座を利用する旨の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用した情報連携により当該口座情報を取得し、給付を実施する。</p>
③システムの名称	福祉総合システム「SWAN」 障害者総合支援システム 自立支援医療管理システム 補装具管理システム 日常生活用具管理システム 手当支給システム 統合宛名システム 中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳情報ファイル 知的障害者手帳情報ファイル 精神障害者手帳情報ファイル 補装具台帳情報ファイル 日常生活用具台帳情報ファイル 自立支援医療受給者台帳ファイル 自立支援医療費情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一第8、12、34、84、101項、並びに内閣府・総務省令第5号第11、60条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の16、27、56の2、57、79、108、109、110の項 内閣府・総務省令第7号 第12、19、20、21、29、30、31、42、44、53、55条 <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号 別表第二の11、16、28、53、56の2、57、87、116の項 内閣府・総務省令第7号 第12,30,31条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部社会福祉課

②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	栗原市市民生活部社会福祉課 住所 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号 電話番号 0228-22-1340
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	栗原市市民生活部社会福祉課 住所 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号 電話番号 0228-22-1340

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない